

松本大学 研究倫理委員会規程

(趣旨)

第 1 条 松本大学（以下「本学」という。）に設置する松本大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 研究倫理委員会は、本学において研究・教育等を行う者（以下「研究者」という。）が、研究（生物系、医学系の研究を含む）を実施する場合に、研究が倫理的、法的及び社会的観点から適正に遂行されるために必要な事項を審議することを目的とする。

(職務)

第 3 条 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究の倫理および不正行為に係わる基本的事項に関すること。
 - (2) 研究者から申請のあった研究の実施計画の審査に関すること。
 - (3) 研究に係わる個人情報の保護に関すること。
 - (4) その他研究の倫理に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、倫理委員会は、実施中又は終了した研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(組織)

第 4 条 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する大学院及び各学部から選出された教員
 - (2) 研究に関する倫理的及び法的事項を総合的に判断するにふさわしい識見を有する者それぞれ各 1 名
 - (3) 一般の立場を代表する学外者 若干名
 - (4) その他研究倫理委員会が必要と認める者
- 2 前項に規定する委員は、学長が委嘱する。
- 3 第 1 項に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 第 1 項に規定する委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第 1 項に規定する委員は、男女両性で構成するものとする。
- 6 第 1 項に規定する委員は、必要に応じて本学以外の組織から委員を招くことができる。
- 7 第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に規定する委員のうち、本学の教員及び職員以外の者を外部委員という。

(委員長)

第 5 条 研究倫理委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が委嘱する。
- 3 委員長は、研究倫理委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究倫理委員会に副委員長を置き、前条第 1 項第 2 号の委員のうちから、委員長の指名した者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

- 第6条 研究倫理委員会は、外部委員が1名以上出席し、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 研究倫理委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 前項の規程にかかわらず、第3条第1項第2号に規定する実施計画の審査については、出席委員全員の合意を原則とする。

(審査の方針)

第7条 研究倫理委員会は、第3条第1項第2号に規定する実施計画を審査する場合は、次の各号に掲げる事項に留意し、かつ、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成13年3月29日 文部科学省 厚生労働省 経済産業省)、「疫学研究に関する倫理指針」(平成16年12月28日 文部科学省 厚生労働省)、「臨床研究に関する倫理指針」(平成16年12月28日 厚生労働省)、「栄養改善に関する研究の倫理指針」(平成15年9月17日 特定非営利活動法人日本栄養改善学会)、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」(平成18年文部科学省告示第71号)、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年6月1日日本学術会議)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年9月文部科学省策定)に則り、倫理的及び社会的観点から審議しなければならない。

- (1) 研究の対象となる個人(以下個人という。)の人権の擁護に関すること。
- (2) 個人に研究の理解を求め、その同意を得る方法に関すること。
- (3) 研究等によって生ずる個人の不利益及び危険性と科学上の貢献度に関すること。

(実施計画書の審査手続き)

第8条 研究者が研究実施計画の審査を受けようとするときは、別紙様式1に關係資料(以下「実施計画書」という。)を添え、所定の期日までに、所属する研究科および学部の長(以下、研究科長および学部長という。)を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項により提出のあったときは、当該実施計画書の審査を研究倫理委員会に諮問しなければならない。
- 3 研究倫理委員会は、審査に当たり必要と認めるときは、実施計画書に係わる当該実施計画責任者を出席させ、その説明及び意見を求めることができる。但し、当該実施計画責任者が委員である場合は、研究倫理委員会の審議に加わることはできない。
- 4 申請者は、研究倫理委員会に出席し申請内容を説明すると共に、意見を述べることができる。
- 5 研究倫理委員会は、諮問を受けた実施計画書について審査し、その結果を書面により学長へ答申するものとする。
- 6 学長は、研究倫理委員会からの答申に基づき、速やかに審査の判定を行い、当該研究者へ審査通知書を交付しなければならない。
- 7 審査の判定が「承認」以外に該当する場合は、理由などを記入しなければならない。
- 8 申請者は、判定に異議のあるときは、学長に再度の審査を請求できるものとする。

(実施計画の変更)

第9条 申請者は、承認された実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく学長に届け出るものとする。

- 2 学長は、前項の届け出について必要があると認めるときは、当該変更に係わる実施計画について、

改めて審査の諮問をするものとする。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 研究倫理委員会が必要と認めたときは、研究倫理委員会に委員以外の出席を求め、その説明又はその意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 11 条 研究倫理委員会に、専門事項を審議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
2 専門部会に関し必要な事項は、研究倫理委員会が別に定める。

(研究倫理委員会の記録及び議事内容の保存)

第 12 条 研究倫理委員会の審査結果及び議事内容は、議事要旨として取りまとめ、記録として、10 年間保管するものとする。

(委員の義務)

第 13 条 委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 14 条 研究倫理委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、研究倫理委員会の運営に関し必要な事項は、研究倫理委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程実施後最初に選出された第 4 条第 1 項各号の委員の任期は、第 4 条第 3 項の規程にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。